

第5章 施策

この章では具体的な施策を示します。

○ 5つの「将来像」を実現していくための「施策の方向性」に基づいた「施策」を示します。

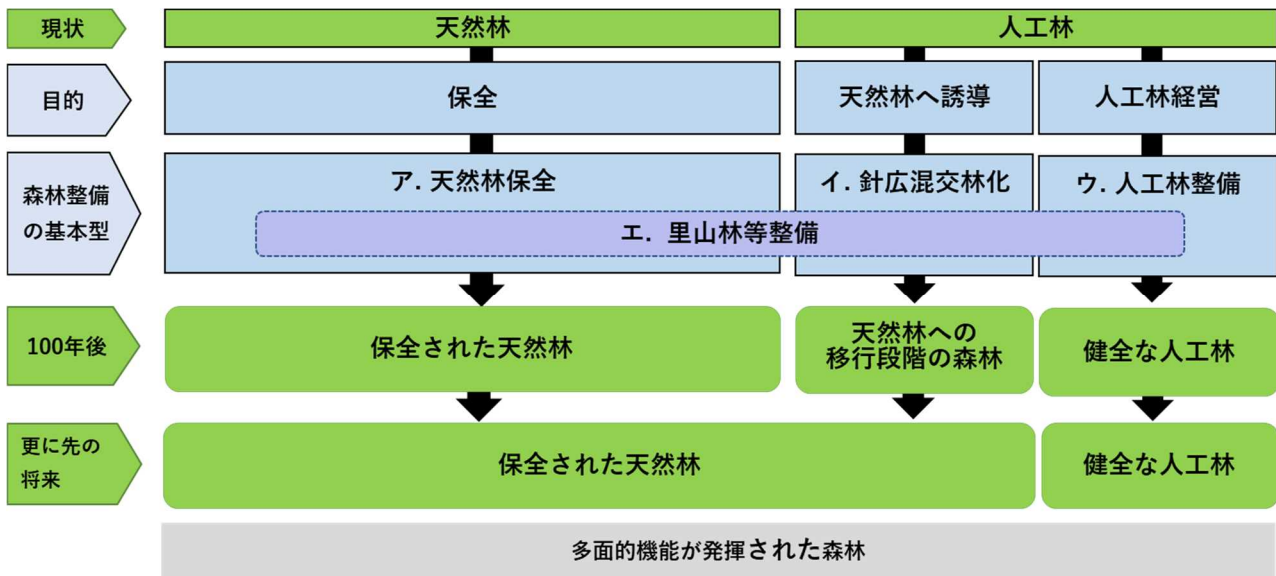
・森林行政をとりまく状況は近年目まぐるしく変化することから、施策については、本方針の取組期間内でも追加や修正の必要が生じる可能性があります。その場合は、スピード感をもって施策を進めるために、施策の方向性との整合性を判断した上で、施策の部分的な修正を行えるものとしします。

1 森林の施策

(1) 森林整備・森林保全の基本型

森林の将来像に誘導するため、「森林整備・森林保全の基本型」を定め、効果的な森林整備を進めます。

<森林の将来像と森林整備イメージ>

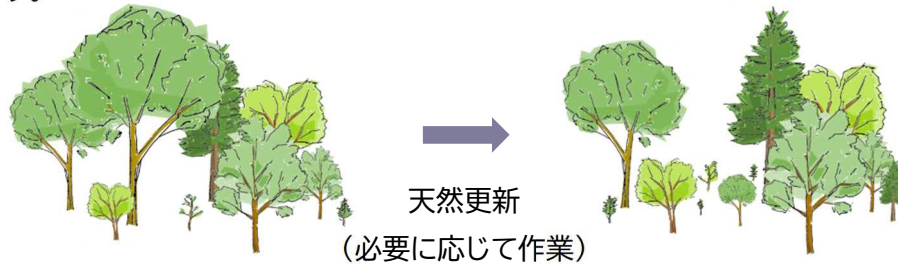


ア 天然林保全(将来像における「保全された天然林」における基本型)

下層植生が良好に生育し、樹木の根が発達している天然林では、基本的に人の手は加えずに保全に努め、水源涵養機能や山地災害防止機能、生物多様性保全機能など森林がもつ公益的機能が高度に発揮された状態を維持します。

<施業例>

- ・基本的に森林の手入れはしなくても、天然更新によって森林が成立します。
- ・ただし、下層植生が繁茂していないなど公益的機能の低下がみられる森林などでは、天然更新を促す補助的な作業(間伐、地掻き等)により、広葉樹の侵入を促し、多様な樹種の森に誘導することも効果的です。



<本方針の取組期間内で想定される地域>

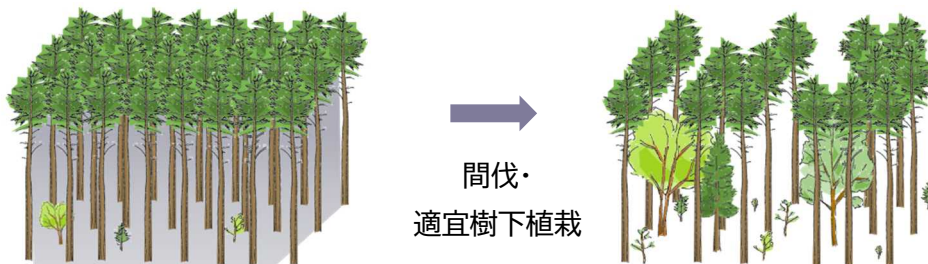
藻岩山、円山、大倉山地区など札幌市の景観を形成する地区や、手稲山などの奥山

イ 針広混交林⁴⁶化(将来像における「天然林へ移行段階の森林」における基本型)

人工林を継続しない人工林は、都市近郊林として公益的機能を発揮するため、間伐等を行って針広混交林へと誘導します。天然林になるまでは相当な時間を要するので、それまでは「天然林へ移行段階の森林」となります。

<施業例>

- ・既に針広混交林化が進みつつある人工林は、間伐を行って、広葉樹の育成を図ります。
- ・50年生以上の過密な人工林で広葉樹が侵入していない場合は、間伐だけでは針広混交林化が困難である可能性があるため、樹下植栽⁴⁷などを行うか、主伐・再造林による更新も検討します。樹下植栽を行う場合は、エゾシカによる森林被害を防ぐ対策を検討します。



<本方針の取組期間内で想定される地域>

手稲・西野地区

⁴⁶ 【針広混交林】トドマツ、エゾマツなどの針葉樹とミズナラ、イタヤカエデなどの広葉樹が混じり合って成立している森林

⁴⁷ 【樹下植栽】立木樹下にある笹を刈りだし、植栽すること

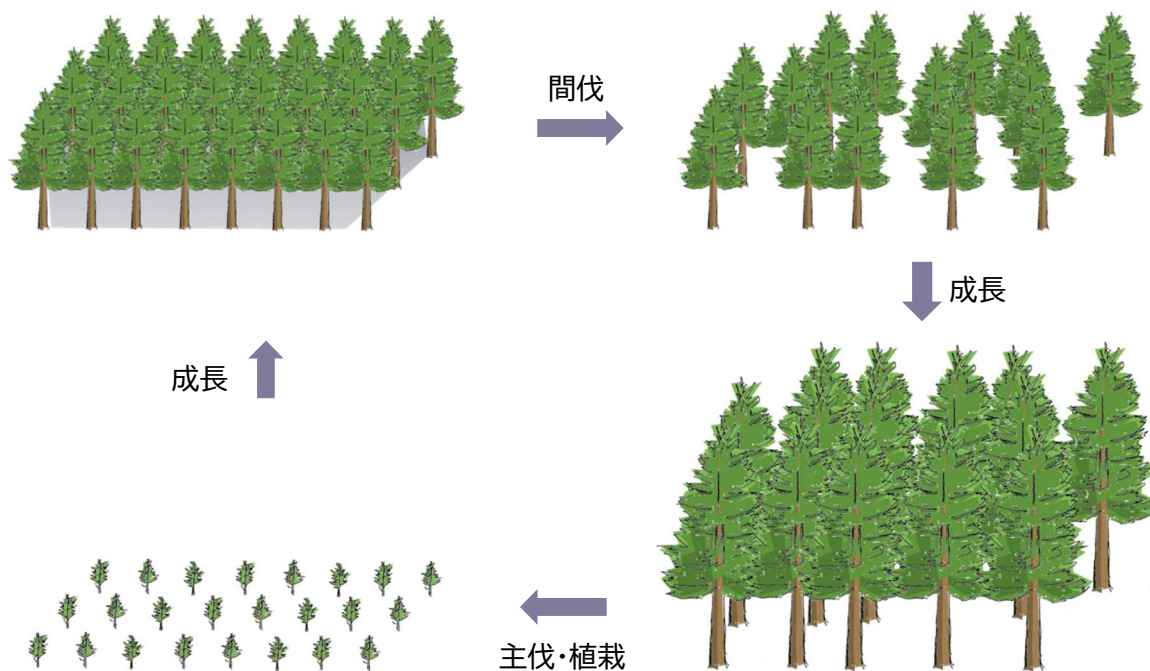
ウ 人工林整備(将来像における「健全な人工林」における基本型)

効率的な人工林の経営管理が可能な場所では、適切な間伐の実施や主伐後の再造林を行って人工林を継続します。木材生産を行うため、伐採木は、できるかぎり搬出します。

現在手入れ不足の人工林はこの整備を継続することで「健全な人工林」となりますが、天然林と異なり、森林整備は継続して行う必要があります。

<施業例>

- ・適切な間伐により、風倒に強い林分の形成と下層植生の育成を行いながら、伐期⁴⁸を迎えた段階で皆伐・再造林を行います。



<本方針の取組期間内で想定される地域>

有明地区の一部(市有林の一部)、藤野地区の一部

⁴⁸ 【伐期】林木が生産目的を完全に満たした状態に達した時期のこと

工 里山林等整備

市内の森林には、森林と農地が連なり人と自然が共生しているような優れた景観が形成されている地域(以下、里山)や、森林が市民のレクリエーションの場となっている地域があります。

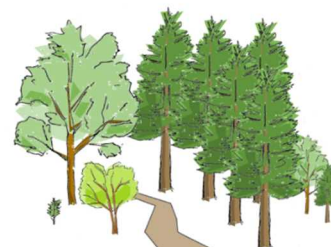
こうした地域では、森林を利活用するための整備で、目的に応じた多様な森林整備を行います。ただし、森林の公益的機能が大きく損なわれないような整備が前提です。

・この整備を行う場合の将来形は、第3章で示した3つの森林の将来像のいずれにも適合しない場合があります。

<施業例>

・人工林の森林整備や天然林の資源活用など、里山の地域の活性化につながる森林の利活用をすすめます。

・市民のレクリエーションの場として利用する場合は、間伐等を行って、森林内に光が差し込む良好な空間を創出します。生物多様性保全機能や環境教育の面から、郷土樹種による多様な樹種が生育する森林を形成します。



天然林・人工林の間伐
資源活用

(2) 森林整備の進め方

①「森林の状態が悪く、整備の必要性が高いところ」「作業道がある等、整備に対する条件が整っているところ」「山地災害防止機能の発揮が期待される傾斜地」「市民利用の多い登山道周辺」等の要素から、優先順位を考慮して整備を進めます。

②市有林の森林整備より私有林の森林整備を優先して実施します。

・私有林の森林整備を優先する一方で、実態として森林経営計画制度及び森林経営管理制度による私有林の整備が進むまでに時間を要することから、それまでは市有林の整備を積極的に進める等、全体として整備が進むように対象を決めていきます。

③本方針策定後に、森林整備を支援する仕組みが林野庁や北海道によって新たに構築、もしくは札幌市自ら生み出した場合は、以降の仕組みによらず効果的な手法を選択します。

(3) 私有林の森林整備

ア 森林経営計画制度に基づく森林整備

①自ら森林経営を行える森林所有者に対して、森林経営計画の策定と森林整備を促進します。

・基本的に、森林経営管理制度よりも森林経営計画制度による整備を優先します。

②小規模所有者については、森林組合等による集約化を促進します。

イ 森林経営管理制度による森林整備

①森林経営管理制度による森林整備は、間伐遅れ等によって森林の公益的機能が発揮できていない人工林の機能発揮を目的に実施することを原則とします。

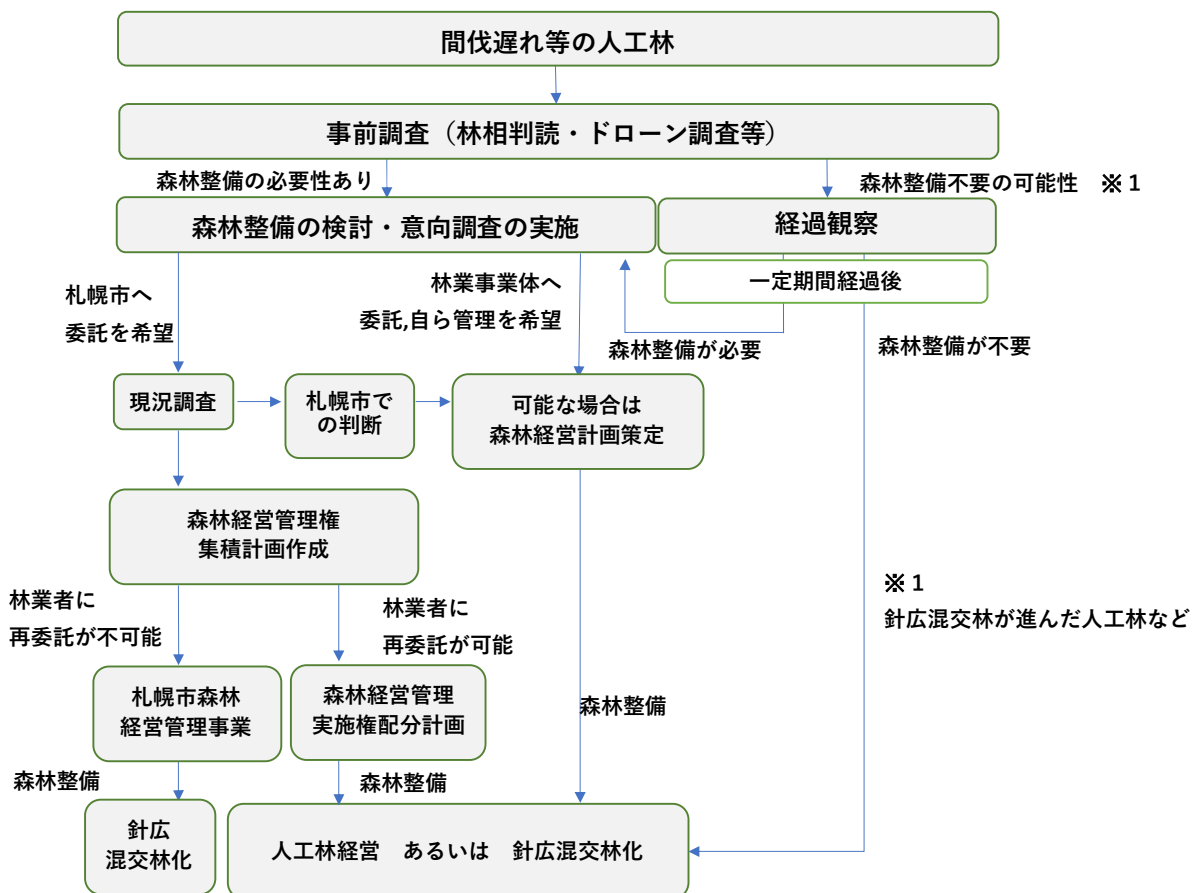
- ・事前調査等により森林整備の必要性を確認します。既に針広混交林化が一定程度進んでいる場合は、森林経営管理制度による森林整備を行わず経過を見守ります。
- ・面積が極めて小さい筆や、森林整備が難しい急傾斜地の森林等は、全てを整備の対象とはせず、その周囲の森林整備を優先的に実施することで、エリア全体で森林の公益的機能を確保できるよう検討します。
- ・里山的利用を目的とした森林整備など地域の状況に応じて必要な場合は、人工林の周囲にある天然林についても、森林整備の対象とします。
- ・人工林を継続しない場合は、間伐の実施と樹下植栽等により天然林を目指すことを基本とします。
- ・森林経営管理制度は森林の公益的機能を発揮させるための目的で活用する制度であることから、森林整備において札幌市では基本的に森林所有者の収入の確保等を優先しません。収入等が見込めるような森林の場合は、森林経営計画による整備等の検討を促すものとします。

②経営管理権集積計画を策定した後は、基本的に林業事業者への再委託を検討します(経営管理実施権配分計画の策定)。再委託が困難な場合には、札幌市が自ら経営管理します(札幌市森林経営管理事業)。

③林業事業者への再委託は長期間となることから、林業事業者が意欲をもって森林整備を実施でき、また経営リスクが低減されるような制度運用を検討します。

④ゼロカーボンや炭素固定の観点から、間伐材はできる限り搬出します。

<私有林人工林の基本整備フロー図>



ウ 私有林の森林整備の支援

- ①札幌市森林整備事業補助や国・道の補助金の活用を推進します。
- ②エゾシカによる森林被害が増加しており、間伐のみによる針広混交林化が難しくなっていることから、間伐後の経過観察や必要に応じた植栽の検討を促します。また、針広混交林化に必要な植栽や食害対策に関する補助金等の支援も検討します。
- ③森林経営計画制度や森林経営管理制度等によらない伐採に際して、再生林において天然更新が困難な現状にあることの啓発を行います。
- ④森林整備に必要な森林作業道について、札幌市森林整備事業補助等の活用等の支援を進めます。
- ⑤森林と農地の一体的な保全・活用を進めるため、里山地域における森林整備を進め、またその取り組みを支援します。



森林整備(私有林)



農地と森林が広がる里山の風景

取組のロードマップ

取組	2024 年度	2033 年度
ア 森林経営計画制度に基づく森林整備	[進捗: 2024年度から2033年度まで]	
イ 森林経営管理制度による森林整備	[進捗: 2024年度から2033年度まで]	
ウ① 森林整備事業補助金の活用	[進捗: 2024年度から2033年度まで]	
ウ② エゾシカによる森林被害に対する支援	[進捗: 2024年度から2033年度まで] (2026年度から2033年度まで「検討」)	
ウ③ 再造林における啓発	[進捗: 2025年度から2033年度まで]	
ウ⑤ 里山地域における森林整備の促進と支援	[進捗: 2024年度から2033年度まで]	

(4) 市有林の森林整備

ア 市有林の基本的扱い

私有林は材木価格の変化等の社会情勢の変化によって伐採量や木材生産量が大きく変化しがちですが、市有林においては、社会情勢の変化に捉われすぎず、「生物多様性等の観点を持った天然林・天然林へ移行段階の森林」と「木材利用等の観点を持った人工林」の両方を、持続可能な経営管理の視点で継続し、常に多様なニーズに応えられるよう多様な森林形態を維持します。

・なお、「札幌市都市環境林管理方針(平成30年(2018年))」は、当方針に含有いたします。

イ 森林の保全

①天然林は引き続き保全していくことを基本とします。

・下層植生の生育状況が悪い場合や、浅根性の樹種が占有し土砂流出防止機能が低い場合などは、必要に応じて植生回復のための間伐や植栽等により樹種転換を行います。

②森林経営管理制度によって私有林であっても市に森林の経営管理を委託されるようになったことや、郊外の開発リスクが低下してきたことから、今後は森林保全等のための公有化事業(都市環境林事業等)は原則行いません。

・ただし、市有林を管理するうえで必要な進入路を確保する場合等や、まちづくり等の札幌市全体の施策に関連する場合等は除きます。

③2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際的な目標(30by30)の取組において、「保護地域」や「OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)」については、「生物多様性さっぽろビジョン」における方針に沿い、指定を検討します。

ウ 人工林整備

①効率的な木材搬出が可能であるなど木材生産の機能の発揮を期待する等の市有林では、基本的に人工林を継続します。

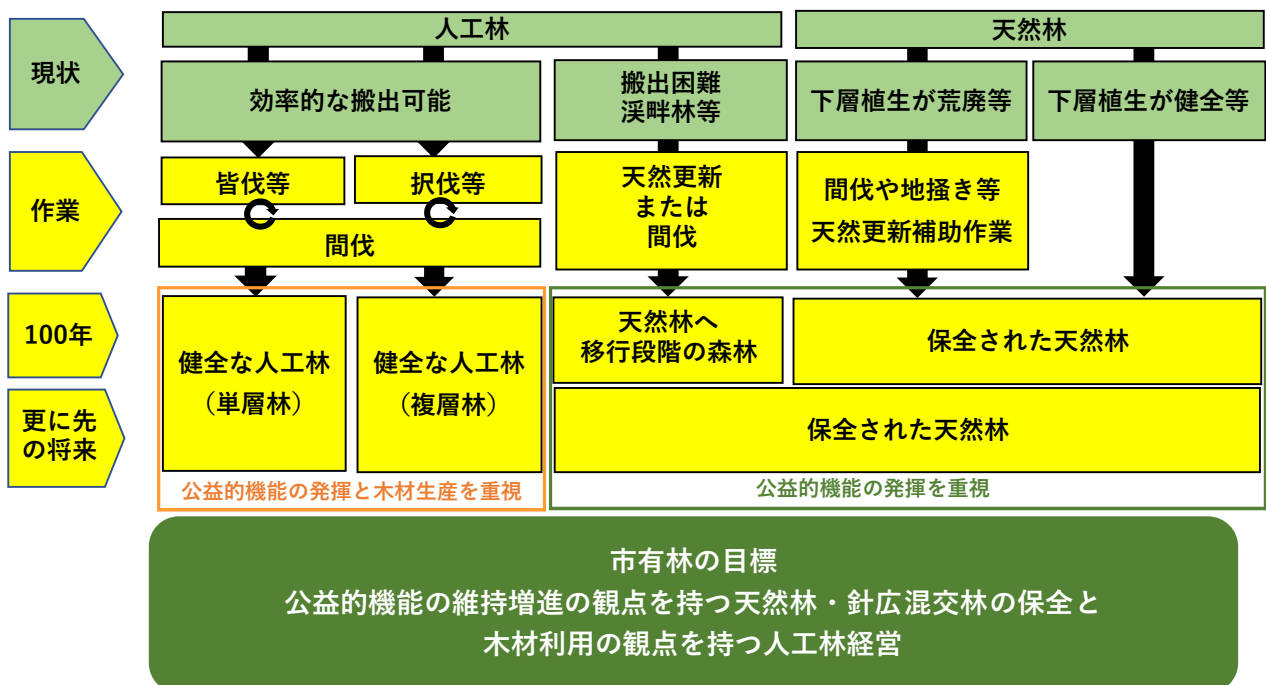
・白旗山都市環境林とその周辺の人工林の都市環境林については基本的に人工林を継続し、計画的な森林整備を進めます。

②人工林を継続しない人工林については天然林を目指し、森林整備を行って針広混交林化を進めます。

・白旗山都市環境林においても、溪畔林などにおいては天然林の保全・誘導を実施します。

③ゼロカーボンや炭素固定の観点から、できる限り木材を搬出します。

<市有林の将来像と基本的な森林整備>



取組のロードマップ

取組	2024 年度	2033 年度
イ③ 30by30 の取組に関する指定		検討
ウ① 人工林を継続する市有林の整備	[Progress bar from 2024 to 2033]	
ウ② 人工林を継続しない市有林の整備	[Progress bar from 2024 to 2033]	

(5) その他森林整備に関する取組

①エゾシカによる食害を防ぐため、エゾシカの密度や行動圏等を把握するための森林被害調査等を実施し、その結果を踏まえて侵入防止のためのネット設置やわなによる捕獲等の対策を進めます。

・エゾシカの被害は森林内に留まらないため、全市的な連携を図りながら対策を進めます。

②市街地に接するような森林について、「さっぽろヒグマ基本計画 2023」等のヒグマ対策に応じた森林整備を行います。

・整備する際は、森林の公益的機能が大きく損なわれないよう留意します。

取組のロードマップ

取組	2024 年度	2033 年度
① エゾシカ森林被害対策		
② ヒグマ対策に応じた森林整備		

2 林業の担い手とスマート林業の施策

(1) 担い手の確保・育成

ア 担い手確保の視点

① さっぽろ連携中枢都市圏内で担い手を確保することを目標とします。

イ 林業の担い手の確保

① 北の森づくり専門学院に対して、必要な支援を行います。

② 林業事業体において新規雇用や従業員の育成を図れるような支援を検討します。

③ 通年雇用の割合が増加する等、担い手の安定した収入につながる施策を検討します。

・例えば「冬季の森林整備の発注」「夏季は林業、冬季は除雪業や観光業に従事する」などの通年雇用確保の検討を行います。

④ 白旗山都市環境林等の市有林を、緑の雇用事業⁴⁹など林業担い手育成の場として活用します。

ウ 林業事業体への支援

① 発注する森林整備の事業量の見通しの公表等を行うなど、安定的な経営の一助となるような取組を実施します。

② 市有林整備の発注や私有林整備の委託において、多様な林業事業体(大企業、中小企業、自伐型林業事業体、自伐林家、新規参入企業等)がそれぞれ受注機会を得られるような発注方法等を検討します。

・小面積での発注、機械施業を前提とした効率的効果的な長期間の契約による発注、未経験者が入札可能な発注などを検討します。

③ 異業種(造園業や土木業など)からの林業参入について検討します。異業種参入への支援として、施業の分業化や、技術の習得支援、補助等を検討します。

・本来業種の現場がない時期等に参加できるような仕組み等を中心に検討します。

⁴⁹ 【緑の雇用事業】新規就業者の確保・育成や林業への就業前の青年に対する給付金の支給等を行うとともに、現場技能者のキャリア形成を支援し、人材を育成する事業

取組のロードマップ

取組	2024年度	2033年度
イ① 北の森づくり専門学院に対する支援	[進捗表示]	
イ② 新規雇用や従業員の育成の支援		検討
イ③ 担い手の安定した収入につながる施策		検討
イ④ 育成の場としての市有林の活用	[進捗表示]	
ウ① 事業量の見通しの公表	[進捗表示]	
ウ③ 異業種の林業参入にむけた取組		検討

(2) スマート林業への取組

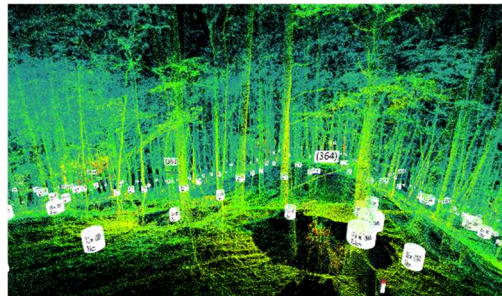
①作業の効率化と安全対策の観点からの作業の機械化に対する補助事業の検討や、ICT化等、林業事業者のスマート林業への取り組みを支援します。

②市有林の管理や発注等の機会を通じて、札幌市が率先してICT化を進めることを検討します。

・ICT化を進めるにあたり、他業界を含む先進的な技術等について情報収集に努めます。



森林調査におけるドローン利用



デジタル計測機器による立木調査

取組のロードマップ

取組	2024年度	2033年度
① 作業の機械化、ICT化等、林業事業者のスマート林業への支援		検討
② 札幌市の業務におけるICT化		検討

3 木材利用の施策

(1) 道産木材の利用促進

①都市(まち)の木造化推進法に基づき、「札幌市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針(H25)」を改定します。

・道産木材利用を促進する対象範囲を公共建築物から建築物一般へと広げます。

②公共建築物における道産木材利用を引き続き推進します。また、公共建築物以外の公共事業のうち、道産木材利用が十分に進んでいない分野についても利用を推進します。

・多くの人目に触れる箇所や、木材の使用量が多い施設では、特に道産木材の利用を推進します。

③民間建築物等における道産木材の利用促進を図るための取組を検討します。

・住宅において、ハウスメーカー等の事業者への道産木材利用の理解促進を図ると同時に、補助金制度等の構築を含め効果的な取組を検討します。

・非住宅建築物において、道産木材利用による木造化や木質化を促進する取組を検討します。特に都心における再開発の機会等を捉えた取組の検討を進めます。

④未利用材⁵⁰に対する有効活用を進めます。



東白石小学校



中央区保育・子育て支援センター
(ちあふる・ちゅうおう)



動物愛護管理センター
(あいまる さっぽろ)



キッズコーナー(さとらんど)



木製アスレチック遊具
(さとらんど)

⁵⁰ 【未利用材】森林における立木竹^{りゅうぼくちく}の伐採または間伐に由来する未利用の木質バイオマス

取組のロードマップ

取組	2024 年度	2033 年度
① 札幌市公共建築物等の木材利用の方針を改定		
② 公共建築物における道産木材利用の推進		
③ 民間建築物等における道産木材の利用促進		

(2) 市産材の活用と地材地消

①市産材の市内での利用を進めるため、市内の木工家具店や工務店など(川下)と、周辺市町村の木材加工場(川中)や林業事業体(川上)との連携を促すような取組を検討します。

②市産材を、普及啓発の効果が高い事業で活用できるような取組を検討します。

取組のロードマップ

取組	2024 年度	2033 年度
① 川上から川下までの連携		
② 普及啓発の効果が高い事業における市産材の活用		

(3) 道産木材利用の普及啓発

①「道産木材を選ぶ」選択肢があることについて市民の認知を上げるため、広報等による普及啓発を検討します。

②公共施設の内装や公園の遊具等、多くの市民の目に触れる箇所に道産木材を活用しPR することを検討します。

・市民が身近に木材や木製品等に触れられるような木育の機能を持った拠点施設の検討を行います。

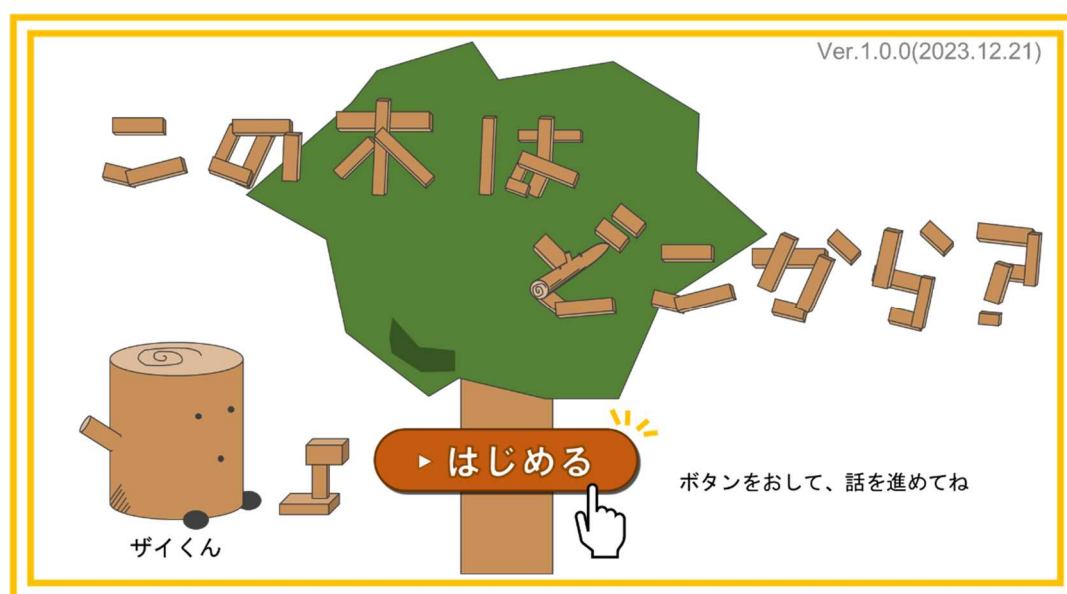
③子どもを対象とした普及啓発の継続的な取組を重点的に進めます。

④北海道と連携を図り、北海道が進める「HOKKAIDO WOOD」の取組を推進することを検討します。



取組のロードマップ

取組	2024 年度	2033 年度
① 道産木材の広報	[進捗中]	
② 公共施設における道産木材の活用による普及啓発		検討
③ 子どもを対象とした普及啓発		検討
④ 「HOKKAIDO WOOD」の取組の推進		検討



森林や木材のことが学べるミニゲーム
(札幌市公式ホームページ)

4 市民や企業との森づくり活動の施策

(1) 森林や森林整備の重要性についての普及啓発

- ①国や北海道、各種団体と連携し、環境教育や木育、各種イベントを通じて、より多くの市民へ森林の機能等の重要性について普及啓発を行います。
- ②白旗山都市環境林等の自然歩道等において案内看板や森林整備を説明する看板等を整備し、市民が森林に親しむ機会を創出しながら、森林整備の重要性に関する普及啓発を行います。
- ③森林経営管理制度の意向調査等を通じて、森林所有者に対して森林整備の重要性等の普及啓発を図ります。
- ④道産木材利用の普及啓発を進めます(再掲)



森林整備後に設置した説明看板




取組のロードマップ

取組	2024 年度	2033 年度
① 環境教育や木育、各種イベントを通じた普及啓発	[Blue arrow indicating activity from 2024 to 2033]	
② 自然歩道等における森林整備を説明する看板等の整備	[Blue arrow indicating activity from 2024 to 2033]	
③ 森林経営管理制度の意向調査等を通じた普及啓発	[Blue arrow indicating activity from 2024 to 2033]	

(2) 森林ボランティア支援と企業 CSR 活動への取組

- ①白旗山都市環境林を始めとした市有林において、森林整備や維持管理を森林ボランティア団体等と進めていきます。また、企業 CSR 活動の場としての提供を行います。
- ②森林整備を行う森林ボランティア団体に対して、国や北海道が行う取組に沿った支援等を行います。
- ③森林ボランティア活動を始めたい人や企業 CSR 活動を希望する企業への支援を引き続き実施します。間伐等の十分な実績と技術をもち、かつ長期間に渡って活動を行っている森林ボランティア団体に対しては、特別な支援を行えることとし、より一層の活動を促進することを検討します。

取組のロードマップ

取組	2024年度 2033年度
① CSR 活動の場としての市有林の提供	
② ボランティア団体の活動支援	
③ ボランティアを始めたい人や CSR 活動を希望する企業への支援	

5 自然歩道等の施策

(1) 自然歩道の新たな取り扱い

①札幌市が維持管理を行い、一般公開を目的とする森林内の散策路は、基本的に「自然歩道」として位置づけ、表記や扱いを統一します。

- ・札幌市の都市環境林内にある自然発生的な散策路は「地域の散策路」として扱うことができるものとしませんが、札幌市は草刈等の散策路の維持管理等は基本的に行わないものとしします。
- ・市内の登山道の量的な配置は十分であり、また、限られた財源で維持管理を行う必要があることや自然環境への影響、地域でのトラブル等に配慮し、新たなルートや入口の整備は原則行わないものとしします。

取組のロードマップ

取組	2024年度	2033年度
① 自然歩道への表記や扱いの統一		

(2) 自然歩道における効率的効果的な維持管理

①利用者が自分の実力等にあったコースを選択できるよう、登山の難易度を色分けすることで安全性を高めていきます。

- ・過度な整備を避けて登山道らしい道を維持することを基本とします。コースによっては自然性の高い登山道となるよう、管理を行います。

②利用状況と必要性等に応じて、看板の多言語化などを行います。

③自然歩道はヒグマの生息域内であることから、情報の周知徹底など、「さっぽろヒグマ基本計画2023」に応じた対策を行います。

取組のロードマップ

取組	2024年度	2033年度
① 登山道の難易度の設定		
② 看板の多言語化		
③ ヒグマ対策に応じた情報の周知等		

(3) 市民の森の見直しと自然歩道への振替

①効果的な森林整備を進めるため、市民の森における森林整備は、奨励金を助成することによる所有者主体の整備から、森林経営管理制度等による整備に移行することを検討します。

②市民の森の散策路は、利用量や市有地の駐車場の有無等の立地条件を勘案し、存廃を検討します。

・存続する場合は(1)①の扱いにより「自然歩道」の位置づけとなります。

取組のロードマップ

取組	2024 年度	2033 年度
① 森林整備の森林経営管理制度等への移行		検討
② 散策路の存廃検討		検討

6 白旗山都市環境林の施策

(1) 白旗山都市環境林の利活用計画

①白旗山における利活用を計画的に取り組むため、「(仮)白旗山都市環境林利活用計画」を策定します。

取組のロードマップ

取組	2024 年度	2033 年度
①「(仮)白旗山都市環境林利活用計画」の策定	▶	

(2) 多様な施業方法による多様な森づくり

①白旗山都市環境林及び周辺の都市環境林については、人工林を継続するゾーン、天然林として移行（保全）していくゾーンというように、地形や林分状況に応じて適材適所で森林整備の目標を定めて施業を行います。

②いつでも木材として活用できる木が育っている森林を目指し、特定の林齢に偏らないようにしながら施業を進めます。

③私有林の整備に先駆けて森林整備を進めることで、森林整備のモデル林としての活用を進めます。

④一般的な人工林施業に加え、様々な施業方法を試みる等、多様な森づくりを進めます。



皆伐時に樹木を一定程度残す取組
(白旗山都市環境林)



間伐を繰り返し、広葉樹を育てる取組
(白旗山都市環境林)

取組のロードマップ

取組	2024 年度	2033 年度
① 地形や林分状況に応じた森林整備の目標の決定	▶	
③ 森林整備のモデル林としての活用	▶	
④ 様々な施業方法による多様な森づくりの試行	▶	

(3) 林業を感じられる、利用しやすい自然歩道等の整備

①森林作業道や散策路のうち、市民が一般的に利用するルートを自然歩道として整理し、わかりやすい案内看板の設置やガイドマップ等の作成を行います。

②自然歩道沿いの森林の施業実績などがわかるような、林業を感じられる工夫を行います。(再掲)

③森林に親しむ機会を創出するため、クロスカントリースキーコースとしての一層の活用などを検討します。

④研修などの環境教育や環境イベントの場等としての活用を検討します。



森林整備後に設置した説明看板



スキーコース

取組のロードマップ

取組	2024 年度	2033 年度
① 自然歩道の整理、案内看板の設置やガイドマップ等の作成	▶	
③ クロスカントリースキーコース等としての一層の活用	▶	

(4) 白旗山産材事業

①白旗山産の木材は普及啓発等に効果の高い用途に用いるよう検討します。

②製材や乾燥などの加工施設を含む PFI 事業⁵¹などの手法により、森林整備から木材産出までを一連で実施する、効率的かつ普及効果の高い運用を検討します。

取組のロードマップ

取組	2024 年度	2033 年度
① 普及啓発等に効果の高い用途での活用		▶ 検討
② PFI 事業等による、森林整備から木材産出までを一連で実施する等の運用		▶ 検討

⁵¹ 【PFI 事業】公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法

(5) 多様な主体との連携強化

①大学や研究機関と連携し、研究・研修フィールドとしての活用を図ります。

②活動を希望する企業への支援の仕組みに基づき企業 CSR 活動の取り組みを進めます。(再掲)

(6) 林業の担い手育成の場としての活用

①緑の雇用事業などの林業従事者の技術向上のための研修の場としての活用を推進します。(再掲)

7 推進体制の確保の施策

(1) 関係機関との連携強化

- ①北海道森林管理局や北海道と連携し、技術的支援を依頼しながら、北海道の林業の振興に寄与できるような施策を展開します。
- ②北海道森林管理局石狩森林管理署と連携し、協定による施業の集約化や木材の共同販売等を検討します。
- ③札幌市が行う森林施業に対して、大学や森林総合研究所などの研究機関による助言等を求めます。森林・林学の大学生の育成支援として、北海道大学農学部等と連携し、授業や研究のフィールド提供、共同研究等を実施し、森林に関する研究の促進を図ることを検討します。
- ④さっぽろ連携中枢都市圏の枠組で、周辺市町村と情報共有や意見交換を進め、取組を連携していきます。
・さっぽろ連携中枢都市圏以外の市町村や地域林政アドバイザーとも、情報共有等を実施します。
- ⑤森林組合は、「組合員のためにする森林の経営に関する指導」や「森林の保護に関する事業」(森林組合法第9条)等を行うことが責務であることから、札幌市の森林整備を推進していく上で、重要な役割を担っています。役割を担うために必要な支援を検討していきます。



水源の森づくり 2023
(北海道森林管理局との連携)

取組のロードマップ

取組	2024年度	2033年度
① 北海道森林管理局や北海道との連携	[Solid blue arrow indicating ongoing activity from 2024 to 2033]	
② 石狩森林管理署と連携した取組		[Hatched arrow labeled '検討' (Review) indicating a future activity]
③ 大学や森林総合研究所などの研究機関との連携	[Solid blue arrow indicating ongoing activity from 2024 to 2033]	
④ さっぽろ連携中枢都市圏での連携	[Solid blue arrow indicating ongoing activity from 2024 to 2033]	
⑤ 森林組合との連携	[Solid blue arrow indicating ongoing activity from 2024 to 2033]	

(2) 市の体制の強化と職員の技術力向上

①森林に関する事業の実行体制を強化するとともに、職員の専門的知識の習得や技術の向上を図ります。

②外部委託、地域林政アドバイザー⁵²の活用、各種協議会との連携等による、技術等支援を検討します。



市町村職員技術向上支援研修
(測量技術の習得)

取組のロードマップ

取組	2024 年度	2033 年度
① 実行体制の強化と技術の向上	→	
② 地域林政アドバイザー等技術的支援		検討 →

⁵² 【地域林政アドバイザー】委嘱を受けて地域の林政支援活動に従事する者又は法人に在籍して地方公共団体からの委託業務として地域林政支援活動に従事する者